

構造改革特別区域法案による港湾施設(行政財産)の貸付制度の創設

- 「特定埠頭運営効率化推進事業」の創設 -

1.背景・必要性

我が国港湾の国際競争力強化を図るため、民間企業の経営能力を活用し、かつ既存ストックを有効活用して、国や地方公共団体が整備した公共コンテナターミナルの効率的な運営を図ることが必要であることから、公共コンテナターミナルの一体的かつ長期的な貸付けを可能とする制度を創設。

2.貸付制度の概要(図参照)

構造改革特別区域内の重要港湾において、公共コンテナターミナルの一体的・効率的な運営事業 (特定埠頭運営効率化推進事業)を行おうとする民間企業のうち、港湾管理者が、公共性を担保する ための手続を経た上で一定の要件に該当するものとして認めた民間企業に対し、行政財産であるコ ンテナターミナルを一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。

3.貸付制度の効果(メリット)

公設民営(上下分離方式)の実現

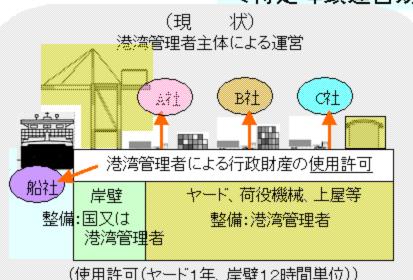
民間企業への一体的かつ長期的な貸付けによる、民間の創意工夫を取り入れた一体的効率的運営 の実現

長期的かつ安定的な契約関係の実現により、民間企業は長期的かつニーズに応じた設備投資が可能(利用者(船社)のニーズに応じた、荷役機械の増設、高能率な荷役機械への取替等)

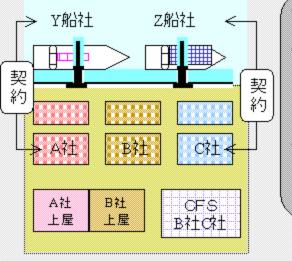
民間企業による船社への柔軟な料金設定

コンテナ取扱貨物量が増えることに伴ってコンテナ1本当たりのコストが逓減する効果への期待 以上により、国際競争力のあるコストとサービスを実現

<特定埠頭運営効率化推進事業のイメージ>



(使用許可(ヤード1年、岸壁12時間単位))



- •公設公営
- 複数の民間事業者 へ施設毎に一時的 使用許可
- ・条例による画一料金 (岸壁等使用料)

(実施後) 民間事業者主体の運営 認定事業者による一体的運営 必要に応じ 港湾管理者による行政財産の貸付 船社 岸壁 ヤード、荷役機械等

(長期(30年)貸付)

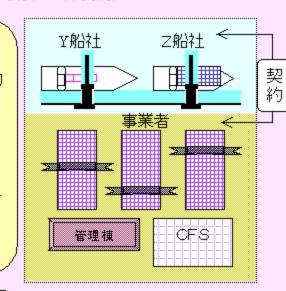
整備: 港湾管理者

- •公設民営
 - →上下分離の実現

整備:国又は

港湾管理者

- 民間事業者への一体的 長期貸付け
 - →民間の創意工夫 による一体的効率 的運営
- •柔軟な料金設定
- ・貨物量増加によるコスト 逓減効果への期待
- 具体的ニーズに応じた。 荷役施設の整備



港湾コストの低減

国際競争力の強化

岸壁等港湾施設の民間事業者への貸付けに係る地方公共団体からの具体的要望

港湾管理者名	港湾名	構想	施	設
福岡市	博多港	博多港の香椎パークポート地区コンテナターミナル及びアイランドシティ地区C1コンテナターミナルにおいて福岡市が既存の民間事業者に岸壁、ヤード、荷役機械等を一体的に長期貸付を行い、効率的に運営させようとする構想。	香椎パークポート地区 コンテナターミナル	水深 -13m岸壁 2 バース(直轄)、 荷役機械、ヤード等(平成6年9月供用)
			アイランドシティ地区 C 1 コンテナターミナル	水深 -14m岸壁 2 バース(直轄)、 荷役機械、ヤード等(平成15年9月供用)
那覇港管理組合	那覇港	那覇港新港埠頭のコンテナターミナルにおいて那覇港管理組合が既存の民間事業者に岸壁、ヤード、荷役機械等を一体的に長期貸付を行い、効率的に運営させる構想。		水深 -13m岸壁等(直轄)、荷役機械、 ヤード等(平成9年8月供用等)